

藤岡市農業委員会
令和6年第11回
定例会議事録

令和6年11月5日招集

令和6年藤岡市農業委員会第11回定例会議事録

令和6年11月5日、藤岡市農業委員長 浅見 健司は、令和6年藤岡市農業委員会第11回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

議案第 58号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 59号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 60号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

議案第 61号 農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第10条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について

議案第 62号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について

報告第 22号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について

報告第 23号 農地法関係出願等について

[出席農業委員] (14名)

1番 飯塚 光	2番 武藤 賢太郎	3番 秋谷 房江	4番 松村 敏恵
5番 清水 淑朗	6番 田沼 範明	7番 浅見 健司	8番 山口 暁
9番 清水 春樹	10番 中村 章弘	11番 折茂 新一	12番 鈴木 儀幸
13番 川村 信行	14番 塚本 欣吾		

[出席農地利用最適化推進委員] (5名)

6番 茂木 敏夫	7番 野辺 均	9番 横山 万寿雄	14番 堀越 昭彦
15番 宮下 功			

[事務局]

事務局 長	横田 道明
次長補佐兼係長	春山 崇
係長代理	笠原 諒亮

事務局 次長	真下 和弘
係長代理	宮原 優雅子

(開会13時25分)

事務局次長 定刻になりましたので、ただ今から令和6年第11回定例会を進行させていただきます。本日の下審査につきましては、東庁舎2階の会議室を用意しております。2班の委員さんにつきましては、申し訳ありませんが、この後、移動をお願い致します。それでは、開会にあたりまして、浅見会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長 有り難うございました。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より、令和6年第11回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数14名中、出席委員14名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。9番 清水春樹委員、10番 中村委員の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第58号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第59号農地法第5条の規定による許可申請について、以上2議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この2議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとしてありますので、よろしくお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時30分)

(再開14時48分)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第58号農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第58号農地法第3条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番と2番の2件です。整理番号1番は、神田のHさんが、農業経営の規模拡大を図るため、神田の農地1筆、面積809㎡を贈与にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書14ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。整理番号2番は、西平井のHさんが、農業経営の規模拡大を図るため、西平井の農地3筆、面積1,801㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書14ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第58号整理番号1番と2番について1班の班長さんより報告がありました。整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第58号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 58 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 58 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 58 号整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、議案第 58 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 58 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 3 番の 1 件です。整理番号 3 番は、立石の〇さんが、農業経営の規模拡大を図るため、立石の農地 1 筆、面積 317 m²を贈与にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 15 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 58 号整理番号 3 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 58 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 58 号整理番号 3 番は許可と決定します。続きまして、議案第 59 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 59 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番と 2 番の 2 件です。整理番号 1 番は、市内の法人が、上戸塚の農地を売買で取得し、露天資材置場用地（敷地拡張）として転用するもので、農地 1 筆、面積 267 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 2 番は、市内の法人が下日野の農地を寄付で取得し、境内地として転用するもので、農地

2 筆、面積 826 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 59 号整理番号 1 番と 2 番について 1 班の班長さんより報告がありましたが、整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 59 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 59 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 59 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 59 号整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、議案第 59 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 59 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 3 番から 5 番の 3 件です。整理番号 3 番は中の Y さんが下大塚の農地を売買にて取得し、専用住宅用地（指定集落内建物）として転用するもので、農地 2 筆、面積 411 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 4 番は、東平井の K さんが、東平井の農地を賃貸借にて借り受け、露天資材置場及び露天駐車場用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 447 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 5 番は、市外の法人が、白石の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 2,093 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 59 号整理番号 3 番から 5 番について 2 班の班長さんより報告がありました。整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 59 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 59 号整理番号 3 番は許可と決定します。次に、整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 59 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 59 号整理番号 4 番は許可と決定します。次に整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 59 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 59 号整理番号 5 番は許可と決定します。続きまして、議案第 60 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 5 ページをご覧ください。議案第 60 号につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づき藤岡市長が農用地利用集積計画を作成したもので、農業委員会に決定を求めています。今回の計画は、認定農業者の方が農地を譲り受ける場合に作成される所有権移転の計画で、対象地は 2 件です。以上で、議案第 60 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしく願います。

議長 ただ今、議案第 60 号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 60 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 60 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、原案のとおり決定します。続きまして、議案第 61 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 7 ページと 8 ページをご覧ください。議案第 61 号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画を作成したもので、農業委員会に決定を求めています。こちらの計画につきましては、農地中間管理機構が農地に農地中間管理権を設定し、農地を借り受けたうえで農業者に貸し付ける場合に作成される計画で、今回の対象地は 30 件です。以上で、議案第 61 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ただ今、議案第 61 号について、事務局の説明が終わりましたが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、本議案に係る委員は審議終了まで退席をお願いします。

<関係委員退席>

議長 それでは議案第 61 号について何か意見がありましたら、お願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 61 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 61 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定します。

<関係委員着席>

議長 続きまして、議案第 62 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 10 ページをご覧ください。議案第 62 号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めることを群馬県農業公社へ要請するために計画を作成したもので、農業委員会には計画の要請の承認を求めています。こちらの計画につきましては、中間管理機構を通して貸し借りされている農地の借人を変更するときに作成される計画で、今回の対象地は 5 件ですが、変更後の借人は全て同一となります。以上で、議案第 62 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしく願います。

議長 ただ今、議案第 62 号について、事務局の説明が終わりました。何か意見がありましたら、お願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 62 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 62 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、原案のとおり決定します。続きまして、報告第 22 号・23 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 11 ページをご覧ください。報告第 22 号ですが、今月ご報告いたします農地転用届出は、4 条が 1 件、5 条が 4 件の計 5 件ございます。詳細については 12 ページの一覧表でご確認ください。続きまして報告第 23 号ですが、議案書 13 ページをご覧ください。今月ご報告いたします農地法関係出願等は、許可証明が 1 件、耕作証明が 1 件の計 2 件ございまして、証明書を発行いたしました。内容につきましては、一覧表をご確認ください。以上で報告とさせていただきます。ご確認をよろしく願います。

議長

ただ今、報告第 22 号・23 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和 6 年第 11 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会 14 時 06 分)